

鳥取県新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、新型コロナウイルス感染症による小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話をするために事業の休業を余儀なくされた県内個人事業主を支援し、子どもたちの健康及び安全を確保するための対策を図ることを目的として交付する。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1)「新型コロナウイルス感染症」とは、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定する指定感染症をいう。

(2)「個人事業主」とは、個人で事業を行っている者で、事業所得がある者をいう。

(3)「小学校等」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。ただし、障がいのある子どもについては、中学校、義務教育学校（後期課程に限る。）、高等学校、中等教育学校、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校（高等課程に限る。）、各種学校（中学校又は高等学校の課程に類する課程を置くものに限る。）、並びに不登校の学齢生徒の学習指導を主たる目的とする教育支援センター、不登校特例校、及びその他民間施設を含むものとする。

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する幼稚園、小学校、義務教育学校（前期課程に限る。）、及び特別支援学校（全ての部）

イ 各種学校（幼稚園又は小学校の課程に類する課程を置くものに限る。）

ウ 不登校の学齢児童の学習指導を主たる目的とする教育支援センター、不登校特例校、及びその他民間施設

エ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する保育所、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、一時預かり事業、放課後児童健全育成事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、子育て短期支援事業、医療型児童発達支援施設、放課後等デイサービス、及び児童発達支援を行う施設（児童発達支援センターを除く。）、並びに同法第59条の2第1項の規定による届出が行われた認可外保育施設

オ へき地保育事業の実施について（平成26年5月29日雇児発0529第30号）に規定するへき地保育所

カ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に規定する認定こども園

キ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に規定する延長保育事業

ク 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（平成17年法律第123号）に規定する短期入所サービスを行う施設、日中一時支援事業を行う施設及び地域活動支援センター

(4)「保護者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

ア 子ども・子育て支援法第6条に規定する親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者

イ 子どもの世話を一時的に補助する親族（6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族をいう。）

(5)「臨時休業その他これに準ずる措置」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- ア 小学校等が、新型コロナウイルス感染症に関する対応として「新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」（令和2年3月24日文科科学省公表。以下「ガイドライン」という。）等に基づき、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条に規定する臨時休業措置を講じること
 - イ 小学校等がガイドラインに基づき、臨時休業や当該施設又は事業の利用の停止を行うこと
 - ウ 地方公共団体、施設の設置者又は事業者から当該施設又は事業の利用を控えるよう依頼すること
 - エ 特定の子どもについて、学校長が新型コロナウイルスに関連して特別に欠席を認めること
- (6) 「新型コロナウイルスに感染し又は感染したおそれがある等」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
- ア 新型コロナウイルスに感染したこと
 - イ 発熱等の風邪症状が見られること
 - ウ 新型コロナウイルスに感染した者と濃厚接触したこと
 - エ 医療的ケアが日常的に必要なこと
 - オ 新型コロナウイルスに感染した場合に重症化するリスクの高い基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等））を有すること
 - カ 透析を受けていること
 - キ 免疫抑制剤や抗がん剤等を用いていること

（補助金の交付）

第4条 県は、第2条の目的の達成に資するため、次の各号の要件を全て満たすもの（以下「補助金対象者」という。）に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

- (1) 県内を主たる拠点として事業活動を行う個人事業主であること。
- (2) 次の各号のいずれかに該当する保護者であること。
 - ア 新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業その他これに準ずる措置を小学校等が行ったことにより、当該小学校等に就学又はこれを利用している子どもの世話をを行うために、個人の事業を休業した保護者であること
 - イ 小学校等に就学又はこれを利用している子どもであって、新型コロナウイルスに感染し又は感染したおそれがある等として小学校等から登校等の自粛を認められた子どもの世話をを行うために、個人の事業を休業した保護者であること
- (3) 国の新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金（委託を受けて個人で仕事をする方向け）の支給対象者ではないこと。
- (4) 個人で行っている事業が申請者の主たる事業であること。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する業種の事業でないこと。
- (6) 雇用保険被保険者でないこと。
- (7) 国家公務員又は地方公務員でないこと。

2 本補助金の額は、令和2年2月27日から同年6月30日の間に小学校等の臨時休業等に伴い個人の事業を休業した日（ただし、前項第2号のアに該当する者については、春休みなど小学校等が元々開校又は開業する予定のなかった日を除く。）の1日につき、次の各号に掲げる金額とする。

- (1) 令和2年2月27日から同年3月31日までの個人事業の休業 補助金対象者1人当たり4,100円
- (2) 令和2年4月1日から同年6月30日までの個人事業の休業 補助金対象者1人当たり7,500円

（交付申請の時期等）

第5条 本補助金の交付申請は、令和2年9月30日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号によるものとする。

3 規則第5条の申請書には、前項に定めるもののほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、2回目以降の申請に際しては、1回目の申請時と同一内容の書類の添付は省略することができる。

(1) 保護者であることを証明する書類

ア 子どもが同居する世帯全員が記載されている住民票（発行日から3か月以内。マイナンバーの記載は不要）の写し

イ 子どもとの同居を伴わない親族等が保護者である場合は、上のアに加え、様式第2号及び戸籍謄本等の子どもとの続柄が分かる公的機関が発行した書類（申請者の住所が分かるものに限る。）の写し

(2) 小学校等の臨時休業措置の講じられた日を証明する書類

ア 臨時休業が講じられた日又は期間が分かる小学校等から保護者に通知された学校だより、小学校等のホームページや電子メール等（小学校等の名称、通知日、臨時休業の講じられた日又は期間が分かるものに限る。）の写し

イ 新型コロナウイルスに感染し又は感染したおそれがある等の子どもの世話をした者（前条第1項第2号のアに該当する者の場合）は、上のアに加え、小学校等からの登校自粛要請等の小学校等が登校しないことを認めたことが分かる書類（発行日、小学校等の名称が分かるものに限る。）の写し

(3) 令和元年に事業所得があることを確認できる書類（確定申告書の控えの写し等）

ア 令和元年の所得税及び復興特別所得税の確定申告書B（第一表、第二表）の控えの写し

イ 令和元年分所得税青色申告決算書の控えの写し又は令和元年分所得税収支内訳書の写し

（交付決定の時期等）

第6条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

（実績報告の時期等）

第7条 規則第17条第1項の規定による報告は、第5条第1項の申請書の提出をもって報告があったものとみなす。

（補助金の返還）

第8条 規則第22条に定める場合のほか、知事は、補助金対象者が偽りその他不正な行為によって本補助金の支給を受けた場合には、本補助金の交付決定を取消し、支払った本補助金の返還を命ずるものとする。

（雑則）

第9条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年3月24日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月24日から施行し、令和2年2月27日以降に小学校等の臨時休業等に伴い個人の事業を休業した場合について遡って適用する。
- 2 前項にかかわらず、令和2年2月27日から同年3月31日までの小学校等の臨時休業等に伴い個人の事業を休業した場合について、従前の様式による交付申請も可能とする。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年6月24日から施行し、令和2年4月1日以降に小学校等の臨時休業等に伴い個人の事業を休業した場合について遡って適用する。
- 2 前項にかかわらず、従前の様式による交付申請も可能とする。

注 鳥取県の会計システムに「債権者・債務者登録」を済まされている場合、(6)を記入していただければ、(1)～(5)は省略可能です。登録されていない場合又は登録されたかどうか分からない場合は、(1)～(5)を必ず記入してください。

6 添付書類（全て1通ずつとする）

- (1) 保護者であることを証明する書類（2回目以降の申請では、1回目の申請時と同じ保護者及び子どもである場合、添付を省略できます）
 - ア 子どもが同居する世帯全員が記載されている住民票（発行日から3か月以内。マイナンバー不要。）の写し
 - イ 子どもとの同居を伴わない親族等が保護者である場合は、上のアに加え、様式第2号「鳥取県新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応補助金保護者（別居）申立書」及び戸籍謄本等の子どもとの続柄が分かる公的機関が発行した書類（申請者の住所が分かるものに限る。）の写し
- (2) 小学校等の臨時休業措置の講じられた日を証明する書類
 - ア 臨時休業が講じられた日又は期間が分かる小学校等から保護者に通知された学校だより、小学校等のホームページや電子メール等（小学校等の名称、通知日、臨時休業の講じられた日又は期間が分かるものに限る。）の写し
 - イ 新型コロナウイルスに感染し又は感染したおそれがある等の子どもの世話をした者（要綱第4条第1項第2号のアに該当する者の場合）は、上のアに加え、小学校等からの登校自粛要請等の小学校等が登校しないことを認めたことが分かる書類（発行日、小学校等の名称が分かるものに限る。）の写し
- (3) 令和元年に事業所得があることを確認できる書類（確定申告書の控えの写し等）（2回目以降の申請では添付を省略できます）
 - ア 令和元年の所得税及び復興特別所得税の確定申告書B（第一表、第二表）の控えの写し
 - イ 令和元年分所得税青色申告決算書の控えの写し又は令和元年分所得税収支内訳書の写し

※補助金交付申請時に提出された書類は、鳥取県新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応補助金に係る事務のために使用します。記載された内容について、電話等により照会させていただく場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

日付	4月28日 (火)	29日 (水・祝)	30日 (木)	4月の補助対象日数
小学校等臨時休業日				
就労できなかった日				日
補助対象日				

【5月1日(金)～31日(日)】

日付	5月1日 (金)	2日 (土)	3日 (日・祝)	4日 (月・祝)	5日 (火・祝)	6日 (水・振)	7日 (木)	8日 (金)	9日 (土)
小学校等臨時休業日									
就労できなかった日									
補助対象日									

日付	5月10日 (日)	11日 (月)	12日 (火)	13日 (水)	14日 (木)	15日 (金)	16日 (土)	17日 (日)	18日 (月)
小学校等臨時休業日									
就労できなかった日									
補助対象日									

日付	5月19日 (火)	20日 (水)	21日 (木)	22日 (金)	23日 (土)	24日 (日)	25日 (月)	26日 (火)	27日 (水)
小学校等臨時休業日									
就労できなかった日									
補助対象日									

日付	5月28日 (木)	29日 (金)	30日 (土)	31日 (日)	5月の補助対象日数
小学校等臨時休業日					
就労できなかった日					日
補助対象日					

【6月1日(月)～30日(火)】

日付	6月1日 (月)	2日 (火)	3日 (水)	4日 (木)	5日 (金)	6日 (土)	7日 (日)	8日 (月)	9日 (火)
小学校等臨時休業日									
就労できなかった日									
補助対象日									

日付	6月10日 (水)	11日 (木)	12日 (金)	13日 (土)	14日 (日)	15日 (月)	16日 (火)	17日 (水)	18日 (木)
小学校等臨時休業日									
就労できなかった日									
補助対象日									

日付	6月19日 (金)	20日 (土)	21日 (日)	22日 (月)	23日 (火)	24日 (水)	25日 (木)	26日 (金)	27日 (土)
小学校等臨時休業日									
就労できなかった日									
補助対象日									

日付	6月28日 (日)	29日 (月)	30日 (火)	6月の補助対象日数	補助対象日数	
小学校等臨時休業日					2/27～3/31	日
就労できなかった日				日	4/1～6/30	日
補助対象日						

(注 本様式は、子どもとの同居を伴わない親族等が保護者（本補助金の申請者）である場合のみ、提出してください。)

様式第2号（第5条、第7条関係）

年 月 日

鳥取県知事 様

〒
申請者 住所
氏名
印

〒
親権者 住所
氏名
電話番号
印

鳥取県新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応補助金保護者（別居）申立書

申請者及び親権者は、以下の理由により、申請者が親権者の子どもの世話をするため、様式第1号の2に記載する日に個人の事業を休業したことを申し立てます。

親権者が子どもの世話をできなかった理由：

注 親権者とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいいます。

様

鳥取県知事

印

鳥取県新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応補助金交付決定及び交付額確定
通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定し、併せて規則第18条第1項の規定に基づき交付額を確定したので、規則第8条第1項及び規則第18条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業の内容は、・・・・・・・・・・とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。

- (1) 算定基準額 金 円
- (2) 交付決定額 金 円

3 交付額の確定

本補助金の確定額は、前記2の(2)の交付決定額のとおりとする。

4 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱（令和2年3月24日付第201900332804号鳥取県商工労働部長通知）の規定に従わなければならない。